

公益財団法人川嶋みらい文化芸術財団  
2024年 芸術活動助成金 募集要項

1. 助成の趣旨

若手芸術家が今後の芸術活動への地歩を築くため、日本国内で実施する公演・展示・アートプロジェクト、その他の制作活動を助成することにより、芸術の振興に寄与することを目的としております。

2. 助成対象となる活動

日本国内で実施する公演・展示・アートプロジェクト、その他の制作活動

3. 申請者資格（下記の全てに該当すること）

- ① 国内を拠点に芸術活動を行い、日本の芸術シーンの次代を担うことが期待される個人（新進の芸術家、プロデューサー、企画制作者等）又は新進の団体（芸術団体、実行委員会等）
- ② 個人の場合、申請する分野において、国内で自ら公開活動を初めて主催してから3年未満であること、又は、国内で自ら主催した公開活動の実績が5回以内であること。団体の場合、団体設立から3年未満であること。法人格の有無、種別は問いません。

4. 助成金について

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| (1) 助成予定件数 | 10件程度                           |
| (2) 助成額    | 1件あたり30～50万円                    |
| (3) 助成方法   | 申請者（代表者）名義の日本国内にある金融機関の口座に振込み   |
| (4) 募集期間   | 2024年6月1日から8月31日まで              |
| (5) 助成期間   | 2024年4月1日から2025年3月31日の期間に実施する事業 |
| (6) 助成決定   | 2024年9月中旬予定                     |
| (7) 助成金交付  | 2024年9月末日予定                     |

5. 応募手続

- (1) 申請書用紙の請求  
当財団のホームページより、応募要領及び申請書をダウンロードして下さい。
- (2) 申請書記入方法  
当財団所定の申請書用紙をダウンロードし、パソコンで記入、もしくは印刷し、ボールペン、黒ペン等で記入して下さい。
- (3) 応募方法  
当財団所定の申請書に必要事項を記入し、提出書類を同封して当財団宛に郵送して下さい。（持参不可）
- (4) 申請書の応募及びお問い合わせ先



〒168-0064 東京都杉並区永福3丁目5-6-30 レムカビル4階  
公益財団法人 川嶋みらい文化芸術財団 助成事業担当  
TEL: 03-6265-7855 (代表) E-MAIL: info@kawashimazaidan.jp  
(お問い合わせはメールにてお願い致します)

## 6. 提出書類 〈返却不可〉

- ① 申請書
- ② 申請者の主要な作品の写し
  - \* 作品名、制作年、素材、サイズ等の作品データおよび作品解説（400字以内）を作品と同面に記載すること
  - \* 作品の点数は問いません
  - \* 作品説明上、動画が必要な方は、上記書類に加えてDVDを別に1枚提出可能
- ③ 年齢が判る身分証明書(パスポート・運転免許証・保険証等)の写し

※上記書類に不備があった場合は、選考対象外としますのでご注意ください。

## 7. 選考及び助成の決定

当財団におかれている選考委員会において審査し、その後理事会で決定致します。  
採否は2024年9月中旬に各応募者に書面にて通知致します。

## 8. 助成金の交付時期

助成交付は9月末日に交付予定です。助成金(目録)贈呈式を行う場合は別途ご連絡致します。

## 9. 助成対象者の義務

助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り、速やかに事業を遂行してください。

- (1) 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- (2) 助成対象事業の内容に変更したいときは、その旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- (3) 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に助成対象事業完了報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。
- (4) 当財団の助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

## 10. 助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠りその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部を返還していただきます。

- (1) 決定された助成対象事業以外の用途に助成金を使用したとき



公益財団法人  
川嶋みらい文化芸術財団  
Kawashima Mirai Culture Art Foundation

- (2) 決定された助成対象事業に関して不正、怠惰、その他不適當な行為をしたとき
- (3) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき

## 11 その他

- ① 当財団は、申請者・採択者の個人情報については、本助成選考及び助成の目的に使用いたします。但し助成対象となった場合、当財団の活動報告の一環として、申請者名・事業名等は公表させていただきます。
- ② 応募作品に関する知的財産権は、応募者に帰属します。
- ③ 他の助成を受けている場合でも応募可能と致します。
- ④ 選考において経済状況がわかるもの（前年度の源泉徴収票など）を提出していただく場合があります。

以 上

公益財団法人 川嶋みらい文化芸術財団

〒168-0064 東京都杉並区永福3丁目56-30 レムカビル4階

TEL: 03-6265-7855 (代表) E-MAIL: info@kawashimazaidan.jp



公益財団法人  
川嶋みらい文化芸術財団  
Kawashima Mirai Culture Art Foundation